

苫小牧市条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負契約並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「工事等」という。）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札のうち条件付一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(条件付一般競争入札の対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象とする工事は、予定価格が1億円以上の工事等とする。

(入札の公告)

第3条 条件付一般競争入札の方法により契約を行うときは、入札期日の前日から起算して20日前までに入札の公告を行わなければならない。

(条件付一般競争入札の参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 登録名簿（苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第42条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。）において発注工事等と同種の工事等種目に登録され、かつ、工事にあつては、指名委員会が指定する等級に格付けされていること。
 - (2) 工事にあつては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 苫小牧市内に営業所（本社を含む。）を開設し、3年以上経過していること。
 - (5) 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条の規定により指名停止されていないこと。
 - (6) 工事にあつては、発注工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。又設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務にあつては、業務処理責任者を配置できること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
 - (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、指名委員会が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。
- 2 指名委員会は、前項に規定する入札参加資格により難い事情があると認めるときは、入札参加資格の内容を変更することができる。ただし、この場合の変更は、当該工事等

の履行上必要な限度内でなければならない。

(特定建設工事共同企業体の結成条件)

第5条 特定建設工事共同企業体に発注する工事等において条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指名委員会が定めた条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

(入札の参加申請)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を、告示において指定した方法により、指定した期日までに財政部行財政改革推進室に提出しなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格申請書
- (2) 類似工事（業務）施工実績調書（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (3) 類似工事（業務）施工実績を証明する書面（入札参加資格要件で実績が必要な場合のみ）
- (4) 配置予定技術者（業務処理責任者）調書
- (5) 資本関係・人的関係に関する調書
- (6) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (7) 経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し
- (8) その他指定する書類

2 前項の書類は電子調達ポータル及び市ホームページからダウンロードしたものを使用するものとする。

3 第1項の書類の提出期限は、発注工事に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の公表を開始する日の翌日から起算して、おおむね7日を目処として設定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第7条 市長は、申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に指名委員会にその内容を審査させ、その結果を申請者に通知する。

2 前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して7日（苫小牧市の休日に関する条例（平成3年12月9日条例第17号）に規定する休日を含まない。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、書面によりこれを行わなければならない。

4 市長は、第2項の説明を求められたときは、指名委員会の審査を経た上、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日以内に、非資格者に対し文書により回答する。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく通知の後に入札参加資格者が第4条及び第

5条に掲げる要件に該当しないと認めるとき、又は入札参加申請に係る書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書の配布等)

第9条 発注工事に係る設計図書等の配布は、電子調達ポータル及び市ホームページからダウンロードする方法により行うものとする。ただし、入札書及び封筒表紙については原則、必要とする者に電子メール等で個別に配布するものとする。

2 設計図書等に対する質問及び回答については、その提出方法、期限等について告示別表において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第10条 必要があるときは、現場説明会を行うものとする。

(入札の無効)

第11条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(委任)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市条件付一般競争入札試行実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行し、同年3月1日以後に工事等入札指名委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。